

# 農業近代化資金について(融資機関向け)

群馬県農政部

- ・ 農業近代化資金は、農業経営の近代化に役立つ低利な資金を農業者へ貸し付けるため、国、県及び市町村の公的資金により融資機関に利子補給を行っています。
- ・ そのため、貸付実行に当たっては「農業金融関係規程集」を参考に、制度を御理解の上、融資機関として貸付事務の適正処理及び借入申込者への遵守事項等の説明等に努めてください。
- ・ 農業近代化資金が適正に使用されていない場合には、融資機関に対して利子補給の停止や既に交付された利子補給金の返還措置をとることがあります。
- ・ この場合、借入申込者に農業近代化資金の繰上償還などを行っていただくこともありますので、農業近代化資金を適正に運用していただくようお願いいたします。

## 1 事前着工の禁止

- (1) 既に事業が完了している場合や、借入申込み前に事業着工している場合には、利子補給の対象とはなりません。
- (2) 借入申込み後であっても、農業事務所から利子補給承認された旨の通知を受けるまでは、事業に着工できません。
- (3) 事業の着工とは、建物であれば建設工事の開始、機械であれば機械の据付を言います。

## 2 貸付金の目的外使用の禁止

貸付金は借入申込時の目的以外に使用できません。以下について借入申込者に指導願います。

- (1) 貸付金は実施する事業の支払いに充てるようにしてください。  
また、保証料、振込手数料及び契約書に貼付する印紙代等は自己資金から支出してください。
- (2) 実施した事業の農業施設などは、返済が終了するまでの間はその目的に従って利用してください。

## 3 事業の完了時期

- (1) 県から利子補給承認された旨の通知を受けたときは、速やかに借入申込者に事業着工可能の旨連絡してください。  
なお、貸付実行は利子補給承認後6カ月以内で借入者が必要とする時期にしてください。  
やむを得ない事情により6カ月以内に貸付実行ができない場合には、延期承認手続きが必要となりますが、利子補給承認から1年を超えることはできません。
- (2) 事業費の支払いは、借入日から1年以内に完了するよう借入申込者に説明願います。  
なお、やむを得ない事情のため、その期限までに完了することが困難となった場合には、事業完了後に提出いただく事業完了届に理由を書くよう指導してください。

## 4 契約の締結

高額な農業施設(農舎、ハウス、畜舎など、事業費1,000万円以上)の建設などの場合には、トラブルの発生を防止するため、見積書の受け取りだけでなく、受注業者との間で契約を結ぶよう借入申込者に指導してください。

## 5 事業費の現金払いの禁止

- (1) 事業の実施に必要な自己負担分の資金は、貸付前に融資機関の預貯金口座へ入金するよう借入申込者に説明してください。
- (2) 事業費の支払いは、原則として支払い先の預貯金口座へ口座振替の方法により行うことを借入申込者に説明してください。
- (3) 必要に応じて専用口座、別段口座及び留保金勘定を使用し、支払状況を明確にして貸付金に利息が生じないようにしてください。

## 6 事業内容などの変更の禁止

事業内容、貸付条件などは原則として変更することができません。ただし、災害などやむを得ない事情があるときは、農業事務所にあらかじめ相談し、所定の手続きを行えば変更は可能な旨借入申込者に説明してください。

## 7 事業完了の報告

- (1) 事業が完了したときは、「事業完了届」に証拠書類(納品書(写)、請求書(写)、領収書(写)、預貯通帳(写)、完成写真など)を添えて融資機関へ提出する旨借入申込者に説明してください。また、完了確認(実地調査)を実施して内容を附した「事業完了届」を5年間整理保管してください。
- (2) 事業を実施した結果、実施事業費が減少したり補助金の交付を受けたりする場合は、原則として減少分を除いた額を貸付実行することとし、全額貸付実行した場合には減少分を速やかに繰上償還をする旨借入申込者に説明してください。  
なお、当初計画時より貸付対象事業費が3割以上増減する場合は、事業計画変更の手続きが必要となります。
- (3) 当該年度の貸付事業について、翌年度に農業事務所が書面調査及び実地調査を行い、事業の完了を確認しますので、その際は御協力をお願いします。

## 8 その他

借入申込者が農業者でなくなったときは、繰上償還等を行う旨借入申込者に説明してください。